

令和7年度第6回
東京都私立学校審議会
会議録（第852回）

令和7年10月20日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 7 年度第 6 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員20名のうち、18名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○井上私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付しております 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 7 年 10 月 20 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、ベルエポック美容専門学校の高等課程設置認可について（渋谷区）、ほか 3 件。
以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 3 件と新たに諮問される案件 4 件の計 7 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております議案第 1 号から第 7 号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、ベルエポック美容専門学校の高等課程設置認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号、ベルエポック美容専門学校の高等課程設置認可について御説明いたします。

ベルエポック美容専門学校は、平成 12 年 1 月 20 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程設置認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおりです。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項3に記載のとおり、高等課程を設置いたします。

位置は、要項4に記載のとおりです。

高等課程の開設の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人東京滋慶学園で、理事長は中村道雄氏、校長は大谷啓一氏です。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、修業年限3年、総定員120名の高等課程美容科を設置いたします。

また、美容専門課程美容師科の総定員は、400名から320名に減員いたします。これにより、総定員は880名から920名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項11から要項14に記載のとおり、基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び要項16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、彰栄保育福祉専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号の彰栄保育福祉専門学校の目的変更認可申請について御説明いたします。

彰栄保育福祉専門学校は、昭和34年7月6日に設置認可を受けた学校ですが、このたび社会福祉専門課程介護福祉専攻科の廃止に伴い、学校の目的変更認可の申請をしてきましたものであります。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の旧目的は、要項1に記載のとおりです。

新たな目的は「本校はキリスト教の精神を基礎とした人格の陶冶をはかり、教育基本法に則り、一般教養との密接な関係において、学校教育法、教育職員免許法及び児童福祉法

の定めるところに従って、幼児教育及び保育に須要な専門の知識と技術を教授して有為な教育者及び保育者を育成することを目的とする」になります。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、認可のあった日と予定しております。

変更の理由は、社会福祉専門課程（教育・社会福祉関係）介護福祉専攻科の廃止のためです。

設置者は学校法人彰栄学園で、理事長は大矢和男氏、校長は吉澤猛氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適當と認める旨、答申いたします。

議案第3号は、東京山手調理師専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、東京山手調理師専門学校の目的変更認可について御説明いたします。

東京山手調理師専門学校は、平成30年11月28日に設置認可を受けた学校ですが、このたび製菓衛生師養成施設として、スイーツ学研究学科を新設し、学校の目的を変更するため、目的変更認可の申請をしてきました。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の旧目的は、要項1に記載のとおりです。

新たな目的は「本校は、学校教育法に基づき、衛生専門課程を設置し、調理師及び製菓衛生師の養成に必要な知識と技能を教授すると共に、教養の向上と人格の陶冶を図ることを目的とする。」になります。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由は、製菓衛生師養成施設として、スイーツ学研究学科を設置するためです。

設置者は学校法人村川学園で、理事長は村川秀夫氏、校長は同じく村川秀夫氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、新たに修業年限2年、入学定員40名、総定員80名のスイーツ学研究学科を設置いたします。

また、調理総合本科の入学定員を120名から80名とし、総定員を240名から160名へと変更します。

これにより、学校の総定員は変更なく300名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第4号は、学校法人梅光学園の寄附行為認可について。

議案第5号は、矢口幼稚園の設置者変更認可について。

議案第6号は、矢口幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

本件につきましては、部会調査をお願いしておりますので、第二部会の村井委員から調査結果につきまして説明願います。

○村井委員 それでは、議案第4号、第5号及び第6号につきまして御説明いたします。

本案件は、学校法人を設立し、大田区所在の矢口幼稚園の設置者を新納正之氏から学校法人梅光学園へ変更するとともに、同幼稚園の収容定員を変更するものでございます。

去る10月1日、内野委員、私学部及び大田区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

矢口幼稚園は、昭和5年の設置認可以来、90年以上にわたり、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育方針については、心、体、頭の能力をしっかりと伸ばし、子供たちの描く夢を楽しいものとすることを大事にしていると伺いました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても設置基準を充足しておりました。

調査結果については、以上のとおりでございますが、その際、6点の要望をしてまいりました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、学校法人の定める寄附行為及び園則に基づき、適正かつ安定的

な法人運営、学校運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、貴園の教育の特色を大切にした教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいこと。

4つ目は、学校法人化に当たっては、運営の安定性や継続性の観点から、全ての園児が寄附されることが本来、望ましいのですが、現状はもろもろの事情で、一部の寄附となっております。このため、諸条件が整った後に、寄附が受け入れられるようにしていっていただきたいとの要望をいたしました。

5つ目は、学校法人として、教育水準の維持向上を図るため、収容定員の厳守を徹底し、定員超過による教育環境の悪化が生じることのないよう、強い責任感を持って適正な園運営に努めていただきたいこと。

6つ目は、学校法人化に当たって、設置者から園地、園舎の建て替えに伴う負債を引き継いでおり、これらは基準を満たしているものではあるが、今後も負債返済を確実に行い、財務上の不備や遅延による幼稚園運営に支障を来すことがないよう、責任ある法人運営に努めていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適當と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○瀬戸私学行政課長 では、議案第4号、5号、6号について御説明申し上げます。

これは、大田区所在の矢口幼稚園の設置者を新納正之氏から学校法人梅光学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人梅光学園の寄附行為認可について御説明いたします。

議案第4号「学校法人梅光学園設立要項」を御覧ください。

名称は、学校法人梅光学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び要項3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、矢口幼稚園でございます。

役員及び評議員につきましては、私立学校法に定める資格及び構成に適合しております。

資産等につきましては、要項7から要項9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第5号、6号「矢口幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項」を御覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から要項3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和7年11月4日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校

法人梅光学園を設立するとともに、地域の需要に応えるため収容定員を変更するものでございます。

新設置者は学校法人梅光学園、設立代表者は新納正之氏、園長は鈴木喜恵氏でございます。

収容定員及び学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の7学級110名を7学級175名にするものでございます。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号、5号、6号の御説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

どうぞ。

○加茂川委員 1点確認、質問をお願いしたいと思います。

いつも私の関心が個人立の学法化にあることで、申し訳ないと思うのですが、その観点から確認をお願いします。

本幼稚園は、昭和5年からの伝統ある幼稚園ですから、学法化に向けて、多分、いろいろな困難がある中で、今回、関係団体や行政指導をもって学法化に大きく一歩踏み出したことは大変な成果であると思います。そのことを労を多としたいと思います。御苦労さまと申し上げたいと思います。

その上で、資料を拝見しますと、今回は募集定員を拡大していますから、経営を拡大する機を捉えて学法化になるチャンスだと捉えることが私もできると思うのですが、本来、現地調査の要望事項にも含まれていましたが、本来であれば、基本財産は全部個人立から学校法人に寄附されるべきところ、土地については、園地が2分の1の寄附になっていて、言わば学校法人とともに個人所有者、個人立幼稚園の設置者との共有になっているのです。

これは何か特別な理由がきっとあるとは思うのですが、その特別な理由がもし御説明できるのであれば、お願いしたいのと、将来の寄附に向けて、この2分の1はまた追加寄附される予定があるのかどうかについても御説明いただきたいと思います。

○近藤会長 いかがでしょうか。

○事務局 ただいまいただいた御質問に対して、回答させていただきます。

園地を半分寄附できない理由としては、幼稚園の施設設備の充実のため借り入れた負債でありながら、諸事情により学校法人に引き継ぐことができない負債が一部ございまして、設置者個人の方が負債を返済していくことになるのですが、その負債を返済していく中で、

抵当権の設定をする必要がございまして、園地を全て寄附してしまうと担保設定ができないため、半分の園地は設置者個人の所有とし、抵当権を設定しております。

個人の負債を返済し終わった後には、園地を全て寄附するという説明を設置者の方から受けておりますので、事務局としても問題ないと認識しております。

○加茂川委員 分かりました。

○近藤会長 よろしいですか。

○加茂川委員 ありがとうございました。

○近藤会長 それでは、議案第4号から議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、江古田幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、江古田幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものです。

設置者は学校法人田口学園、園長は野間久美子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の8学級240名を10学級280名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から要項10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回開催は、11月17日、月曜日を予定しております。

ありがとうございました。

午後3時24分閉会